

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年5月30日（月）15時30分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係員
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
東京本社 担当9名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）について、資料に基づき、以下の説明があった。
 - 閉じ込め機能の考え方
 - ✓ ダスト取扱エリア／ダスト管理エリア（案）について
 - ◇ バウンダリ開放作業の手順等
 - ◇ 作業者の入域時の手順等
 - ◇ 電源停止時の対応等
 - ✓ 各エリアにおける作業内容について
 - ✓ 換気空調系の系統概略図（案）について
 - ✓ 法令等に対する適合性に関する整理について
 - 耐震設計の考え方
 - ✓ 敷地境界における線量影響評価（簡易評価）について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下を求めた。
 - 閉じ込め機能の考え方
 - ✓ 各エリアで実施する作業について、クレーン等を用いた遠隔操作に加えて、作業員がエリア内に入って作業を行う頻度や内容、装備・遮へい等について示すこと。
 - ✓ 建屋内のダスト管理／取扱エリアや送気／排気配管の設備の配置や取り回し状況について示すとともに、一般エリアについては負圧維持を必要としないとしている理由を説明すること。
 - ✓ 閉じ込め機能に係る法令等への対応状況を整理しているが、火災対策等の閉じ込め機能以外の要求事項についても対応状況を整理すること。
 - 耐震設計の考え方
 - ✓ 敷地境界における線量影響の評価結果を示す際には、評価点及び吸引点の設定の考え方等の評価条件についても説明すること。
 - ✓ 引き続き、大気拡散による線量評価において、安全機能の喪失状態が継続した場合の気中移行の影響についても、復旧等に必要な機動的対応の実現可能性を含めて説明すること。
 - ✓ 建屋及び全ての構成機器配管等については、必要とされる安全機能とそれらの安全機能が喪失した際の敷地境界における線量評価を踏まえ

た耐震クラスを説明すること。特に、現状耐震Cクラスとしている操作室や電源室についても、計測制御系統や電源系統に安全機能があるかを整理し、適切な耐震クラスを設定すること。

- 保管容器の検討状況について説明すること。
- 全体の課題の整理をした上で、今後の全体スケジュールと併せて個々の課題に対するスケジュールを説明すること。

6. その他

資料：

- 多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置に関する補足説明資料